⑹　維持管理企業の参加資格要件　応募者を構成する企業のうち維持管理業務を実施する者（以下「維持管理企業」という。）は、次の①から③までの要件を満たすこと。

①　維持管理企業は入札公告時において、令和04・05・06年度一般競争（指名競争）入札参加資格（全省庁共通）審査において、「役務の提供等（建物管理等各種保守管理）」の「A」、「B」又は「C」の等級に格付けされ、「関東・甲信越」地域の競争参加資格を有する者であること。

②　維持管理業務を行うにあたって必要な資格（許可・登録・認定等）を有すること。

③　維持管理業務を複数の維持管理企業が行う場合は、いずれの維持管理企業においても①及び②を満たしていること。

⑺　運営企業の参加資格要件　応募者を構成する企業のうち運営業務を実施する者（以下「運営企業」という。）は、次の①から④までの要件を満たすこと。

①　運営企業は、入札公告時において、令和04・05・06年度一般競争（指名競争）入札参加資格（全省庁共通）審査において、「役務の提供等」の「A」、「B」又は「C」の等級に格付けされ、「関東・甲信越」地域の競争参加資格を有する者であること。

②　運営業務を行うにあたって必要な資格（許可・登録・認定等）を有すること。

③　運営業務を複数の運営企業が行う場合は、いずれの運営企業においても①及び②の要件を満たしていること。

④　警備業務に携わる運営企業は、警備業法（昭和47年法律第117号）第４条に基づく認定を有する者であること。

⑻　付帯事業の参加資格要件　応募者を構成する企業のうち付帯事業を実施する民間収益事業者は、次の要件を満たすこと。

①　平成14年４月１日以降、第一次審査資料の提出期限の日までに、ホテル及びオフィスを含む、延べ面積50,000㎡以上の複合施設開発に不動産開発事業者（施行者・都市計画提案者又はこれに準ずる立場）として関与した実績を有すること。なお、各実績は、第一次審査資料の提出期限の日において、当該事業の建設工事に着工していることを条件とし、「これに準ずる立場」とは、例えば、市街地再開発組合における参加組合員又は事業協力者等の立場で、開発計画の企画や関係行政等との協議・調整等の不動産開発事業の実務に携わったことを客観的に確認できる者をいう。

②　付帯事業を複数の企業が行う場合にあっては、いずれかの企業が①を満たしていることで足りるものとする。

3　総合評価に関する事項

⑴　一次審査通過者は入札書及び事業提案をもって入札し、入札価格が予定価格の範囲内である者のうち、３⑵①及び②によって得られる基礎点と加算点の合計を入札価格で除した数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。

⑵　一次審査通過者が策定した事業提案を入札説明書に添付する選定基準に基づき審査する。ただし、第二次審査資料に要求範囲外の事業提案が記載されていた場合、その部分は採点の対象としない。

①　事業提案が業務要求水準書に定める要求水準をすべて充足しているかについて審査を行い、審査結果において事業提案がすべての要求水準を充足している場合は適格とし、一項目でも充足しない若しくは記載のない場合は欠格とする。なお、適格者については、基礎点を付与する。

②　事業提案のうち選定基準に定める評価項目（加算点項目）について、その提案が優れていると認められるものについては、その程度に応じて加算点を付与する。

③　⑴において、落札となるべき最も高い評価値の入札をした者が二者以上ある場合は、下記１）から４）の加算点の順で落札者を決定する。それでも、特定できないときは、当該者にくじを引かせて落札者を決定する。くじの日時及び場所については、振興会から電話等により指示する。

１）加算点全体の合計

２）施設整備業務に関する加算点の合計

３）経営管理に関する加算点の合計

４）維持管理・運営に関する加算点の合計

4　入札手続等

⑴　担当部課

〒102―8656 東京都千代田区隼町４－１

独立行政法人日本芸術文化振興会　財務企画部国立劇場再整備担当室　電話03―3265―6319

⑵　入札説明書の交付期間、場所及び方法　令和４年４月12日から令和４年５月25日までの土曜日、日曜日及び祝日等（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第１条第１項に規定する行政機関の休日（以下「休日」という。））を除く毎日、10時から17時まで。ただし、最終日の５月25日は12時までとする。入札説明書その他申請様式等については次に掲げる振興会のホームページにおいて交付する。

ＵＲＬ：https://www.ntj.jac.go.jp/about/procurement/seicho.html

⑶　第一次審査資料の提出期間、場所及び方法　提出期間は、令和４年４月13日から令和４年５月25日までの休日を除く毎日、10時から17時まで。ただし、最終日の５月25日は12時までとする。提出場所は４⑴に同じ。提出方法は持参又は郵送（提出期限内必着、書留郵便等の配達記録が残るものに限る。）とする。

⑷　入札書及び第二次審査資料の提出期間、場所及び方法　入札書及び第二次審査資料の提出期間は令和４年８月29日から令和４年10月４日までの休日を除く毎日、10時から17時まで。ただし、最終日の10月４日は12時までとする。提出場所は４⑴に同じ。提出方法は４⑶に同じ。

⑸　開札の日時及び場所　令和４年10月５日10時30分　〒102―8656 東京都千代田区隼町４－１　独立行政法人日本芸術文化振興会国立劇場本館３階第５会議室にて行う。

5　その他

⑴　手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

⑵　入札保証金及び契約保証金

①　入札保証金　免除する。

②　契約保証金　納付する。

事業者は、施設整備業務の履行を確保するため、本施設の引渡日までを期間として、次のアからウのいずれかの方法による事業契約の保証を付すものとする。

ア　契約保証金の納付

イ　契約保証金に代わる有価証券その他の担保の提供

(A)　契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供

ａ．国債

ｂ．政府の保証のある債権

ｃ．地方債

ｄ．出納命令役が確実と認める社債

ｅ．銀行又は出納命令役が確実と認める金融機関が振出又は支払を保証した小切手

(B)　債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行、振興会が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第２条第４項に規定する保証事業会社をいう。）の保証（事業契約締結の日から国立劇場の施設整備に係る施設の引渡しの日までを期間とすること。）

ウ　契約保証金の納付に代わる担保の提供

債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結（事業者を被保険者とし、事業契約締結の日から国立劇場の施設整備に係る施設の引渡しの日までを期間とすること。保険金請求権に、事業契約に定める違約金支払債務を被担保債権とする質権を振興会のために設定すること。）。なお、契約保証金の額、保証金額又は保険金額は、本件工事費等に相当する合計額の10分の１以上とする。

⑶　入札の無効　本公告に示した競争参加資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札、その他入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

⑷　落札者の選定方法　上記３⑴に定めるところに従い、評価値の最も高い者を落札者として選定する。

⑸　手続における交渉の有無　無。

⑹　契約書作成の要否　要。

⑺　当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無　無。

⑻　第二次審査資料のヒアリングを行う。

⑼　関連情報を入手するための照会窓口　上記４⑴に同じ。